

議案第51号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成27年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「141,120円」を「141,760円」に改め、同項第3号中「363,760円」を「368,160円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

大隅加工技術研究センターの使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。